

証券コード 4716
平成27年8月5日

株 主 各 位

東京都港区北青山二丁目5番8号
日本オラクル株式会社
取締役 代表執行役社長 杉原博茂

第30回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第30回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、次頁の「4. 議決権の行使等に関する事項」に従ってお早めに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年8月21日（金曜日）午前10時

2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目1番1号
パレスホテル東京 2階 「葵」

※開催場所が前回と異なりますので、詳細につきましては最終頁の「株主総会会場ご案内図」をご覧ください。

3. 株主総会の目的事項

報 告 事 項 第30期（平成26年6月1日から平成27年5月31日まで）事業報告
ならびに計算書類報告の件

決 議 事 項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役8名選任の件

第3号議案 取締役、執行役および従業員に新株予約権を発行する件

4. 議決権の行使等に関する事項

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成27年8月20日(木曜日)午後5時までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権行使の場合]

議決権行使サイト (<http://www.evotef.jp/>) において、平成27年8月20日(木曜日)午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。その際は、次頁に記載の「インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて」をご参照ください。

以上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

事業報告、計算書類ならびに株主総会参考書類に記載すべき事項を修正する事情が生じた場合は、修正後の事項を当社ホームページに掲載させていただきます。

(<http://www.oracle.com/jp/corporate/investor-relations/index.html>)

#### インターネットによるご意見・ご質問受付のご案内

当社の経営や株主総会に対するご質問・ご意見をお聞かせください。

以下、当社ウェブサイトのご意見・ご質問受付ページをご覧ください。

<http://www.oracle.co.jp/K30>

ご住所、お名前等の個人情報を記入いただく必要はございません。

開設期間：平成27年8月4日～平成27年8月31日

#### ◎ その他のお願い

災害等、不測の事態が発生した場合には、やむを得ず議事進行に変更が生じる場合がございますので、あらかじめご了承ください。また、ご来場の際には本紙末尾あるいは会場内の避難通路のご案内もご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、場内の空調を弱めに設定し、役員および運営スタッフも軽装で対応させていただきます。ご理解・ご協力賜りますようお願い申し上げます。

## 【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて】

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえご使用いただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 記

#### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）※「iモード」は（株）NTTドコモ、「EZweb」はKDDI（株）、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成27年8月20日（木曜日）の午後5時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等ございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

#### 2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い
- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
  - (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。
5. 招集ご通知の受領方法について
- ご希望の株主様は、次回の株主総会から招集ご通知を電子メールで受領することができますので、パソコンまたはスマートフォンにより議決権行使サイトでお手続きください。
- （携帯電話ではお手続きできません。また携帯電話のメールアドレスを指定することもできませんのでご了承ください。）

以 上

|                                                                                                   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>システム等に関するお問い合わせ<br/>三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）<br/>電話 0120-173-027（受付時間 9：00～21：00、通話料無料）</p> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------|

(提供書面)

## 事業報告

(平成26年6月1日から  
平成27年5月31日まで)

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

当事業年度（以下、「当期」）における日本国内の経済環境は消費税率上げに伴う駆け込み需要の反動減はあったものの、政府の経済政策や金融政策により引き続き緩やかな改善基調にあり、企業のIT投資意欲についても金融、流通サービス業に続き、製造、公共、公益等の業種においても回復基調にあります。

技術・社会面では、デジタル・ディスラプション（デジタル化による大変革）、少子高齢化に伴う生産人口の減少と人手不足、グローバル化の進展など、従来型のビジネスモデルから未来志向型のビジネスモデルへの転換を迫られており、クラウド・IT活用による生産性の向上や成長分野への事業進出が課題となっております。

このような事業環境のもと、当社は、「VISION2020：2020年までにNo.1クラウドカンパニーになる」ことを目標に、「クラウド関連製品・サービスの拡充」、「エンタープライズ営業の強化」、「組織階層のフラット化による迅速な製品供給、顧客サポート体制の強化」、「パートナー企業との戦略的協業と新市場の開拓」、「顧客企業の海外事業展開の支援」を経営方針として事業を推進してまいりました。

当期の営業成績につきましては、売上高161,051百万円（前年同期比3.9%増）、営業利益47,085百万円（前年同期比6.3%増）、経常利益47,286百万円（前年同期比6.7%増）、当期純利益30,246百万円（前年同期比11.3%増）と、売上高、営業利益、経常利益、当期純利益ともに当初の業績予想を達成し、過去最高の業績を記録いたしました。

セグメント別の事業の概況は次のとおりであります。

【新規ライセンスおよびクラウド・ソフトウェア・サブスクリプション】

売上高は47,927百万円（前年同期比5.4%増）となりました。また内訳につきましては、新規ライセンスの売上高は45,544百万円（前年同期比6.2%増）、クラウド・ソフトウェア・サブスクリプションの売上高は2,383百万円（前年同期比8.0%減）となりました。

当セグメントは企業等のIT基盤に利用される、データベース管理ソフトウェア、各種ミドルウェア、ERP等の業務アプリケーションソフトウェアの新規ライセンスを販売する「新規ライセンス」と、これらのソフトウェアを、インターネットを通じてサービス提供する「クラウド・ソフトウェア・サブスクリプション」から構成されます。現在、多くの企業でITを活用した競争力強化を経営方針として進めるなか、当社は、グローバルで採用されているソフトウェア製品および関連サービスを、顧客企業に総合的な提案をする営業施策を積極的に進めてまいりました。

(i) 新規ライセンス

製品面では、革新的なインメモリ技術によりデータベースの処理性能を飛躍的に向上させ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）やインターネット・オブ・シングス（IoT）など、ヒトとモノ、モノとモノの間でやりとりされる膨大なデータ（ビッグデータ）のリアルタイム分析環境を構築する「Oracle Database In-Memory」の提供を平成26年7月に、業界標準言語であるSQLであらゆる構造化、非構造化データへのアクセスを可能にすることで、企業におけるビッグデータ活用をより一層推進する「Oracle Big Data SQL」の提供を平成26年9月に開始いたしました。

また、情報セキュリティ関連製品については、従来型のネットワーク中心のセキュリティ対策から、データそのものへの多層防御対策を強化する「Oracle Key Vault」の提供を平成27年2月に開始し、今後、ますます高まる情報セキュリティに対する脅威から、お客様のITシステムを守るためのセキュリティ関連製品を拡充してまいります。

(ii) クラウド・ソフトウェア・サブスクリプション

製品面では、見込み顧客ごとに最適なメッセージを最適なタイミングで発信することで、マーケティング業務の効率化を支援する「Oracle Marketing Cloud」、EPM (Enterprise Performance Management=Oracle Hyperion) における予算管理、管理会計などの機能をSaaS (注1) 形式で提供する「Oracle Planning and Budgeting Cloud Service」、急速な事業拡大やグローバル展開を行う企業向けに、短期間で導入でき、コスト効果の高い「Oracle ERP Cloud」の提供を開始いたしました。

さらに今後の成長・有望市場であるPaaS (注2) 製品として、「Oracle Database Cloud Service」、「Oracle Java Cloud Service」、「Oracle Developer Cloud Service」、「Oracle BI Cloud Service」、「Oracle Documents Cloud Service」の5つの製品、IaaS (注3) 製品として、「Oracle Infrastructure as a Service Private Cloud」を平成27年4月に「Oracle CloudWorld Tokyo 2015」において発表いたしました。すでに新規受注をいただいております。平成28年5月期売上高に貢献することが見込まれております。

今後も付加価値の高い製品・サービスを拡充し、パートナー企業との協業を含めた営業・マーケティング活動を強力に推進し、さらなるユーザー数の拡大を行ってまいります。

(注1) SaaS (Software as a Service) : 財務会計や給与・人事管理などのソフトウェアの必要な機能を必要な分だけ、インターネットを經由して提供するサービス。

(注2) PaaS (Platform as a Service) : ITシステムを構築、稼働させるための基盤となるデータベース管理ソフトウェアや、異なるソフトウェア間を円滑に連携させる中間層のソフトウェアを、インターネットを經由して提供するサービス。

(注3) IaaS (Infrastructure as a Service) : ITシステムを構築、稼働させるための基盤 (サーバーマシンやストレージなどのハードウェアやネットワークなど) そのものを、インターネットを經由して提供するサービス。

### 【アップデート&プロダクト・サポート】

売上高は73,401百万円（前年同期比7.0%増）となりました。

当セグメントは、ライセンスを利用されているお客様に更新版等のアップデートや技術サポートを提供しております。導入製品や利用環境に応じたプロアクティブ（事前対処的）、かつプリベンティブ（予防的）なサポートを提供する「My Oracle Support」等、製品を利用されているお客様に対するサポートの価値訴求や、特にパートナー企業との協業を推進し、新規にライセンスを購入されたお客様からの新規契約と既存のお客様からの契約更新を確保し、堅調に推移しました。

### 【ハードウェア・システムズ】

売上高は21,790百万円（前年同期比7.4%減）となりました。

当セグメントは、サーバー、ストレージ、エンジニアド・システム、ネットワーク機器等のハードウェアの販売およびそれらのオペレーティングシステム（OS）や関連ソフトウェアを提供する「ハードウェア・システムズ・プロダクト」、ハードウェア製品の技術サポート、修理、メンテナンスの提供およびOS等関連ソフトウェアの更新版等の提供を行う「ハードウェア・システムズ・サポート」から構成されます。

ハードウェア・システムズ・プロダクトの売上高は11,570百万円（前年同期比15.7%減）となりました。

前期の大型案件の反動減の影響はありましたが、お客様が自社でクラウド環境を構築するにあたり、データ処理の高速化、システムの早期稼働、複数のシステム統合を実現するエンジニアド・システムに対する需要は強く、特に「Oracle Exadata Database Machine」については世代が進むに従いお客様からのご評価は高まっており、マーケットリーダーとして市場の成長を牽引しております。また、平成26年10月に提供開始となったリアルタイムでのデータ保護を可能とする「Zero Data Loss Recovery Appliance」、平成26年11月に提供開始となったフラッシュ・メモリベースの「Oracle FS1 Flash Storage System」などの最新のバックアップ、ストレージなどの新製品を拡充し、お客様のデータ保護、費用対効果の高いデータ活用環境の構築を提案してまいります。

ハードウェア・システムズ・サポートの売上高は10,219百万円（前年同期比4.2%増）となりました。

## 【サービス】

売上高は17,932百万円（前年同期比3.2%増）となりました。

当セグメントは、当社製品の導入支援を行う「コンサルティング・サービス」、予防保守サービスやお客様のIT環境の包括的な運用管理サービスを提供する「アドバンストカスタマーサポートサービス」、技術者や利用者向けの研修事業や技術資格の認定事業を提供する「エデュケーション・サービス」から構成されております。

アドバンストカスタマーサポートサービスの予防保守サービスが「Oracle Exadata Database Machine」向けに引き続き好調に推移しました。またエデュケーションサービスでは、インターネット・オブ・シングス（IoT）向けの最新Java技術研修の需要が高まっております。

セグメント別の売上高は次のとおりであります。

| 区 分                     |                                 | 第 29 期<br>平成26年 5月期 |          | 第 30 期<br>平成27年 5月期 |          |           |
|-------------------------|---------------------------------|---------------------|----------|---------------------|----------|-----------|
|                         |                                 | 金額<br>百万円           | 構成比<br>% | 金額<br>百万円           | 構成比<br>% | 対前期比<br>% |
|                         | 新 規 ラ イ セ ン ス                   | 42,874              | 27.7     | 45,544              | 28.3     | 6.2       |
|                         | クラウド・ソフトウェア・サブスクリプション           | 2,591               | 1.7      | 2,383               | 1.5      | △8.0      |
|                         | 新規ライセンスおよびクラウド・ソフトウェア・サブスクリプション | 45,466              | 29.3     | 47,927              | 29.8     | 5.4       |
|                         | アップデート&プロダクト・サポート               | 68,594              | 44.3     | 73,401              | 45.6     | 7.0       |
| ソ フ ト ウ ェ ア 関 連         |                                 | 114,060             | 73.6     | 121,329             | 75.3     | 6.4       |
|                         | ハードウェア・システムズ・プロダクト              | 13,724              | 8.9      | 11,570              | 7.2      | △15.7     |
|                         | ハードウェア・システムズ・サポート               | 9,808               | 6.3      | 10,219              | 6.3      | 4.2       |
| ハ ー ド ウ ェ ア ・ シ ス テ ム ズ |                                 | 23,532              | 15.2     | 21,790              | 13.5     | △7.4      |
| サ ー ビ ス                 |                                 | 17,378              | 11.2     | 17,932              | 11.1     | 3.2       |
| 合 計                     |                                 | 154,972             | 100.0    | 161,051             | 100.0    | 3.9       |

(注)金額は単位未満を切り捨て、構成比ならびに対前期比は単位未満を四捨五入で表示しております。

## (2) 設備投資の状況

当期における設備投資の総額は407百万円であります。その主な内容は、コンピュータ機器類の購入等です。なお、設備投資の総額には差入保証金の支払を含んでおります。

### (3) 対処すべき課題

#### ①会社の経営の基本方針

当社は「ITの新しい価値を創造し、お客様の成功と社会の発展に貢献する」ことを基本理念として掲げております。ITの役割は業務効率化、コスト削減などのツールから、企業のプロセスやビジネスモデルの変革を支える経営基盤へと進化し、その利用形態も革新し続けております。当社はITの役割やあり方、ITが生み出す価値を創造することで、お客様の競争力強化、業績向上、社会の利便性向上、発展に貢献する企業として存在すると考えております。

また、次の3点を当社の経営における基本方針とし「皆様からもっとも賞賛される会社になる」ことを目指した企業活動を推進しております。

- 1) 顧客の生産性、競争力を高め、日本の経済的発展を実現する製品とサービスを提供する。
- 2) 我々のパートナーと一丸となり日本のIT産業全体の発展に努める。
- 3) 「ORACLE MASTER」制度等を通じ、グローバルに活躍できるIT技術者を養成する。

そして、これらの結果として、継続的に企業価値を高めていくことが株主をはじめとしたステークホルダーの利益につながると認識しております。

#### ②目標とする経営指標

売上高、営業利益および1株当たり純利益（EPS）の増加により、継続的な企業価値の向上と株主への利益還元を実現することを目指してまいります。

#### ③中長期的な会社の経営戦略と対処すべき課題

[ VISION2020：2020年までの中長期のビジョン ]

当社は、2020年までに「No.1クラウドカンパニーになる」、「皆様からもっとも賞賛される会社になる」ことをビジョンとして掲げております。これらの実現に向けて、「POCO：The Power of Cloud by Oracle」をテーマとする、以下の戦略・施策の推進が重要な経営課題と認識しております。

#### 1) クラウドビジネスの拡大

ソフトウェアをインターネットなどのネットワークを経由してサービス提供するSaaS (Software as a Service)に加えて、PaaS (Platform as a Service)およびIaaS (Infrastructure as a Service)など、包括的なパブリック・クラウド・サービスを提供します。

また、プライベート・クラウドを構築しようとする企業に対して、オラクル製品・ソリューションを提供します。このような豊富なクラウド・ポートフォリオを展開することで、クラウド・コンピューティング市場の成長に向けて、リーダーシップを発揮してまいります。

また、これまで培ってきた標準技術によって構成されたクラウドサービスにより、お客様の既存のIT資産とクラウドサービスとの相互移行、連携を容易にします。お客様の事業環境により適したIT投資の選択を可能にすることで、顧客満足度を高め、お客様との長期的な信頼関係を強化してまいります。

営業・サポート担当者を増員し、クラウドビジネスの成長を加速します。

#### 2) お客様視点に立った直販営業力の強化

お客様の経営課題を理解し、ニーズに合ったオラクルのソフトウェア、ハードウェア、関連サービスを有機的に連携させ、ソリューションとして提案・提供することで、経営課題の解決を支援し、お客様との長期の信頼関係を構築・強化してまいります。

#### 3) 顧客企業の海外事業展開の支援

海外での成功事例の日本への導入および日本のお客様の海外事業展開を支援するため、グローバル組織との連携を強力に推進してまいります。

#### 4) 支社・地域ビジネスの強化

オラクルの標準かつ最先端の技術で開発された製品・サービスを、多くの皆様にご利用頂くため、支社機能を強化し、地域に密着したビジネスを行ってまいります。

これらの施策を通じて、売上高、営業利益の高いレベルの成長を実現し、企業価値の極大化に努めてまいります。株主の皆様におかれましては、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

#### (4) 財産および損益の状況の推移

| 区 分                       | 第27期<br>平成24年5月期 | 第28期<br>平成25年5月期 | 第29期<br>平成26年5月期 | 第30期<br>(当期)<br>平成27年5月期<br>(注) |
|---------------------------|------------------|------------------|------------------|---------------------------------|
| 売 上 高 (百万円)               | 142,919          | 153,148          | 154,972          | 161,051                         |
| 経 常 利 益 (百万円)             | 40,480           | 42,902           | 44,314           | 47,286                          |
| 当 期 純 利 益 (百万円)           | 23,709           | 26,494           | 27,171           | 30,246                          |
| 1 株 当 たり<br>当 期 純 利 益 (円) | 186.55           | 208.47           | 213.75           | 237.78                          |
| 総 資 産 (百万円)               | 111,493          | 136,810          | 154,002          | 188,847                         |
| 純 資 産 (百万円)               | 60,438           | 77,473           | 94,401           | 113,826                         |
| 1 株 当 たり<br>純 資 産 額 (円)   | 468.20           | 601.77           | 734.20           | 887.28                          |

(注) 役員報酬BIP信託および株式付与ESOP信託が所有する当社株式を自己株式として処理していることから、第30期の1株当たり当期純利益の算定において、期中平均株式数から当該株式数を控除しております。また、1株当たり純資産額の算定において、期末発行済株式数から当該株式数を控除しております。

#### (5) 重要な親会社および子会社の状況

##### ① 親会社の状況

##### (ア) 親会社との関係

当社の親会社は、オラクル・ジャパン・ホールディング・インク（米国カリフォルニア州）であり、当社の議決権の74.8%（株式数94,967千株）を保有しております。なお、同社は当社の実質的な親会社であるオラクル・コーポレーション（米国カリフォルニア州）の子会社であります。

##### (イ) 親会社等との間の取引に関する事項

当社は、オラクル・コーポレーションを実質的な親会社とし、同社を中心とする企業集団に属しております。

当企業集団は世界各地で、クラウド・コンピューティング環境を含む情報技術（IT）環境の構築・運用に利用されるデータベース管理システム、ミドルウェアおよびアプリケーション等のソフトウェア、ならびにサーバー、ストレージ

ジ、ネットワーク機器等のハードウェアを販売し、また、一部の製品はクラウド・コンピューティング環境を通じて、サービス利用型のサブスクリプション形態で提供しております。さらに、当社はこれら製品の導入や利用を支援する各種サービスの提供をしております。

当社は、親会社であるオラクル・コーポレーションの知的財産権の保有・管理を行っているオラクル・インターナショナル・コーポレーションと販売代理店契約、およびオラクル・コーポレーションの子会社で、オラクル・コーポレーションによる買収製品の日本におけるライセンス許諾権および製品販売権を保有している日本オラクルインフォメーションシステムズと相互に販売許諾契約を結んでおり、これらの契約に基づき、オラクル・コーポレーションより日本市場向けに製品の供給を受け、その対価として当該製品の売上高に対する一定割合をロイヤルティとしてオラクル・インターナショナル・コーポレーション、当該買収製品については日本オラクルインフォメーションシステムズに支払っております。

また、オラクル・コーポレーションが開発した製品の国内市場における販売と、これらに付随する関連サービスの提供を主たる業務としているため、当社独自の研究開発活動は行っておりません。

製品の研究開発は、オラクル・コーポレーションが主体となって進められますが、オラクル・コーポレーションとの緊密な協力により、当社は新商品開発の初期の段階から参画することで、日本市場に適合した商品開発が行われております。

親会社からの独立性の確保の点では、当社の事業展開における最終的な意思決定は取締役会が行っており、それぞれの取締役は当社ならびに少数株主を含むすべての株主にとって最善の利益となるよう考慮し、決定を行っております。

## ② 子会社の状況

該当事項はありません。

## (6) 主要な事業内容

当社は、クラウド・コンピューティング環境を含む情報技術（IT）環境の構築・運用に利用されるデータベース管理システム、ミドルウェアおよびアプリケーション等のソフトウェア、ならびにサーバー、ストレージ、ネットワーク機器等のハードウェアを販売し、また、一部の製品はインターネットを通じて、サービス利用型のサブスクリプション形態で提供しております。さらに、当社はこれら製品の導入や利用を支援する各種サービスの提供をしております。各事業の主な内容は次のとおりであります。

平成27年5月31日現在

| 部 門                                         |                                                 | 事業内容                                                                                                                                                                                                                                         |
|---------------------------------------------|-------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新規ライセンス<br>および<br>クラウド/ソフトウェア・<br>サブスクリプション | 新 規<br>ラ イ セ ン ス                                | 企業等のITシステムの基盤に利用される、データベース管理ソフトウェア、各種ミドルウェア、ERP等の業務アプリケーションソフトウェアの新規ライセンスの提供。                                                                                                                                                                |
|                                             | ク ラ ウ ド ・<br>ソ フ ト ウ ェ ア ・<br>サ ブ ス ク リ プ シ ョ ン | 企業等のITシステムの基盤に利用されるソフトウェアやデータを、インターネットを通じたサービスとして提供。                                                                                                                                                                                         |
| ア ッ プ デ ー ト &<br>プ ロ ダ ク ト ・ サ ポ ー ト        |                                                 | ソフトウェア製品のアップデート（更新版）、パッチ（プログラム修正）等の提供およびMy Oracle Support等インターネットや電話を通じた技術サポートの提供。                                                                                                                                                           |
| ハードウェア・<br>システムズ                            | ハードウェア・<br>システムズ・<br>プ ロ ダ ク ト                  | SPARCマイクロプロセッサやIntel社のマイクロプロセッサを搭載したサーバー、データ資産をテープやディスク等を利用して安全に管理・保存するストレージおよびOracle ExadataやOracle Exalogic Elastic Cloud 等のハードウェアとソフトウェアを統合したEngineered Systems の販売、ならびにOracle Solaris やOracle Linux等のオペレーティングシステム(OS)やハードウェア関連ソフトウェアの提供。 |
|                                             | ハードウェア・<br>システムズ・<br>サ ポ ー ト                    | サーバー、ストレージ等の製品の修理、保守、技術サポートおよびOS等関連ソフトウェアへの更新版やパッチの提供。                                                                                                                                                                                       |
| サ ー ビ ス                                     |                                                 | 当社製品の導入支援を行う「コンサルティングサービス」、予防保守サービスやマネージドクラウド型サービス等の高付加価値サービスを提供する「アドバンストカスタマーサポートサービス」、技術者や利用者向けの研修事業や技術資格の認定事業「エデュケーションサービス」の提供。                                                                                                           |

## (7) 主要な事業所

平成27年5月31日現在

本社 東京都港区北青山二丁目5番8号

支社 北海道支社（札幌市中央区）、東北支社（仙台市青葉区）、中部支社（名古屋市中区）※、西日本支社（大阪市北区）※、九州支社（福岡市中央区）

支店 北陸支店（石川県金沢市）、中国・四国支店（広島市中区）、沖縄支店（沖縄県那覇市）

オフィス / 赤坂オフィス（東京都港区）、豊田オフィス（愛知県豊田  
研修センター 市）、トレーニングキャンパス赤坂（東京都港区）、トレーニングキャンパス大阪（大阪市北区）

※ 平成27年6月1日付で中部支社を「北陸支社」と「東海支社」に、西日本支社を「関西支社」と「中国・四国支社」に再編いたしました。

## (8) 従業員の状況

平成27年5月31日現在

| 従業員数   | 前期末比 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|--------|------|-------|--------|
| 2,406名 | △62名 | 40.9歳 | 7.9年   |

(注) 上記従業員数は就業人員であり、他社からの受入出向社員（429名）、嘱託社員（2名）を含んでおります。なお、平均年齢、平均勤続年数には、受入出向社員、嘱託社員は含めておりません。

## 2. 会社の株式に関する事項

平成27年5月31日現在

- (1) 発行可能株式総数 511,584,909株  
 (2) 発行済株式の総数 127,308,971株 (うち自己株式数 8,205株)  
 (3) 株主数 28,194名  
 (4) 大株主

| 株主名                                                 | 持株数 (千株) | 持株比率 (%) |
|-----------------------------------------------------|----------|----------|
| ORACLE JAPAN HOLDING, INC.                          | 94,967   | 74.6     |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)                            | 1,610    | 1.3      |
| STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001          | 1,149    | 0.9      |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口1)                         | 1,112    | 0.9      |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)                         | 872      | 0.7      |
| STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234       | 679      | 0.5      |
| MELLON BANK TREATY CLIENTS OMNIBUS                  | 511      | 0.4      |
| 上田八木短資株式会社                                          | 500      | 0.4      |
| RBC IST 15 PCT NON LENDING ACCOUNT - CLIENT ACCOUNT | 497      | 0.4      |
| STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY                 | 465      | 0.4      |

(注) 持株比率は、自己株式 (8,205株) を控除して計算しております。  
 なお、日本マスタートラスト信託銀行株式会社所有の当社株式 (株式付与ESOP信託40,800株、役員報酬BIP信託13,200株) は自己株式には含めておりません。

## (5) その他株式に関する重要な事項

当社は、当社取締役・執行役へのインセンティブ・プラン「役員報酬BIP信託」および当社従業員へのインセンティブ・プラン「株式付与ESOP信託」を導入しております。

### ① 役員報酬BIP信託

当社は、平成26年10月24日開催の報酬委員会において、当社取締役・執行役の職務執行がより強く動機づけられる報酬体系に改定するため、新たなインセンティブ・プランとして、株式報酬制度「役員報酬BIP (Board Incentive Plan) 信託」(以下「BIP信託」といいます。)を導入することを決議し、同年12月19日開催の報酬委員会において、本制度の設定時期、期間、株式の取得時期、取得株式の総額等の詳細について決定いたしました。

まず当社が、本制度を利用することを選択した取締役・執行役のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定します。当該信託は予め定める当社の株式交付規程に基づき、当社取締役・執行役に対して交付することが見込まれる一定数の当社株式を、株式市場から予め定める取得期間中に取得します。その後、当該信託は当社の株式交付規程に従い、信託期間中の当社の業績等に応じた数の当社株式を、毎年一定の日に当社取締役・執行役の報酬として交付します。

なお、当事業年度末日(平成27年5月31日現在)に当該信託が保有する当社株式数は13,200株であります。

## ② 株式付与ESOP信託

当社は、平成26年10月24日開催の取締役会において、当社の中長期的な企業価値を高めることを目的として、従業員インセンティブ・プラン「株式付与ESOP信託」（以下「ESOP信託」といいます。）の導入を決議し、同年12月19日開催の取締役会において、本制度の設定時期、期間、株式の取得時期、取得株式の総額等の詳細について決定いたしました。

当社が、本制度を利用することを選択した当社従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定します。当該信託は予め定める株式交付規程に基づき当社従業員に交付すると見込まれる数の当社株式を、株式市場から予め定める取得期間中に取得します。その後、当該信託は株式交付規程に従い、従業員の業績への貢献度等に応じた当社株式を、毎年一定の日に従業員に交付します。

なお、当事業年度末日（平成27年5月31日現在）に当該信託が保有する当社株式数は40,800株であります。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 会社役員の保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

平成27年5月31日現在

##### ① 取締役（社外役員を除き、執行役を含む。）の保有する新株予約権等

| 発行日         | 新株予約権等の数<br>(注) 1 | 目的となる株式の種類および数  | 保有者数 | 行使に際して出資される財産の価額 | 行使期間および行使の条件<br>(注) 2・3       |
|-------------|-------------------|-----------------|------|------------------|-------------------------------|
| 平成20年10月15日 | 120個              | 普通株式<br>12,000株 | 1名   | 4,787円           | 平成22年10月15日から<br>平成30年9月30日まで |
| 平成22年10月15日 | 100個              | 普通株式<br>10,000株 | 1名   | 4,338円           | 平成24年10月15日から<br>平成32年9月22日まで |
| 平成23年9月28日  | 100個              | 普通株式<br>10,000株 | 1名   | 2,698円           | 平成25年9月28日から<br>平成33年9月13日まで  |
| 平成24年9月28日  | 50個               | 普通株式<br>5,000株  | 1名   | 4,025円           | 平成26年9月28日から<br>平成34年9月12日まで  |
| 平成25年9月30日  | 200個              | 普通株式<br>20,000株 | 1名   | 3,942円           | 平成27年9月30日から<br>平成35年9月13日まで  |
| 平成26年4月15日  | 350個              | 普通株式<br>35,000株 | 1名   | 4,395円           | 平成28年4月15日から<br>平成35年9月13日まで  |

##### ② 社外取締役（社外役員に限る。）の保有する新株予約権等

| 発行日        | 新株予約権等の数<br>(注) 1 | 目的となる株式の種類および数 | 保有者数 | 行使に際して出資される財産の価額 | 行使期間および行使の条件<br>(注) 2・3      |
|------------|-------------------|----------------|------|------------------|------------------------------|
| 平成23年9月28日 | 50個               | 普通株式<br>5,000株 | 2名   | 2,698円           | 平成25年9月28日から<br>平成33年9月13日まで |
| 平成24年9月28日 | 50個               | 普通株式<br>5,000株 | 2名   | 4,025円           | 平成26年9月28日から<br>平成34年9月12日まで |
| 平成25年9月30日 | 50個               | 普通株式<br>5,000株 | 2名   | 3,942円           | 平成27年9月30日から<br>平成35年9月13日まで |

(注) 1. 新株予約権等1個につき付与される普通株式の数は100株であります。

2. 次頁(2)注2・3と同様です。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社従業員に対し交付した新株予約権等の状況

| 発行日            | 新株予約権等の数<br>(注) 1 | 目的となる株式の種類および数   | 割 当 を 受 けた 者 の 数 | 行使に際して出資される財産の価額 | 行使期間および行使の条件<br>(注) 2・3      |
|----------------|-------------------|------------------|------------------|------------------|------------------------------|
| 平成26年<br>9月30日 | 2,458個            | 普通株式<br>245,800株 | 268名             | 4,280円           | 平成28年9月30日から<br>平成36年9月16日まで |

- (注) 1. 新株予約権等1個につき付与される普通株式の数は100株であります。
2. 以下の区分にしたがって、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
- (a) 行使期間開始日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
- (b) 行使期間開始日より2年経過した日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
3. (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役、執行役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役、執行役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
- (2) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の全部または一部につき譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をすることができないものとする。
- (3) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
4. 当事業年度中に245,800株のうち、216,100株を放棄し、株式付与ESOP信託を選択いたしました。詳細につきましては、「個別注記表 [重要な会計方針に係る事項に関する注記] 6. 追加情報」をご参照ください。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役および執行役の氏名等

平成27年5月31日現在

| 氏名                 | 地位および担当                                | 重要な兼職の状況                                                                             |
|--------------------|----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 杉原博茂               | 取締役社長<br>兼最高経営責任者(CEO)                 | オラクル・コーポレーション<br>シニア・バイス・プレジデント                                                      |
| 野坂茂                | 取締役副社長<br>兼最高財務責任者(CFO)                | —                                                                                    |
| デレク・エイチ・<br>ウイリアムズ | 取締役<br>監査委員会委員長<br>指名委員会委員長<br>報酬委員会委員 | オラクル・コーポレーション<br>エグゼクティブ・バイス・プレジデント                                                  |
| ジョン・エル・<br>ホー      | 取締役<br>指名委員会委員長<br>監査委員会委員             | オラクル・コーポレーション<br>シニア・バイス・プレジデント<br>オラクル・ユニバーシティ                                      |
| エリック・<br>アール・ボール   | 取締役<br>報酬委員会委員長<br>監査委員会委員             | オラクル・コーポレーション<br>シニア・バイス・プレジデント トレジャラー<br>グル・モバイル・インク 取締役 監査委員会委員長                   |
| サマンサ・<br>ウエリントン    | 取締役<br>指名委員会委員長<br>報酬委員会委員<br>監査委員会委員  | オラクル・アメリカ・インク マネージングカウンセル<br>オラクル・フィナンシャル・サービス・ソフトウェア・リミテッド 取締役                      |
| 大岸聡                | 取締役<br>報酬委員会委員<br>監査委員会委員              | 西村あさひ法律事務所 パートナー<br>のぞみ債権回収株式会社 取締役<br>野村不動産ホールディングス株式会社<br>社外監査役<br>野村不動産株式会社 社外監査役 |
| 村山周平               | 取締役<br>報酬委員会委員<br>監査委員会委員              | 公認会計士村山周平事務所 所長<br>日本フィルコン株式会社 社外監査役                                                 |
| エス・クリシュナ<br>・クマール  | 執行役                                    | オラクル・コーポレーション<br>ジャパン・アンド・ジーエフアイシー<br>バイス・プレジデント ファイナンス                              |

- (注) 1. 取締役 ジョン・エル・ホール、エリック・アール・ボール、サマンサ・ウエリントン、大岸聡および村山周平の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査委員会委員 村山周平氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. オラクル・コーポレーションは、当社の実質的な親会社であります。当社と同社との関係につきましては「1. 会社の現況に関する事項 (5) 重要な親会社および子会社の状況①親会社の状況」をご参照ください。
4. 大岸聡氏はのぞみ債権回収株式会社の取締役、野村不動産ホールディングス株式会社および野村不動産株式会社の社外監査役（平成27年6月付で野村不動産ホールディングス株式会社の社外監査役退任および取締役就任、ならびに野村不動産株式会社の社外監査役辞任）を兼任しており、村山周平氏は日本フィルコン株式会社の社外監査役を兼任しておりますが、同社と当社との間に取引関係はありません。
5. 大岸聡氏および村山周平氏は、東京証券取引所の有価証券上場規程に定める独立役員として、東京証券取引所に対して届出ております。
6. 平成27年6月23日付にて野坂茂氏はヤマハ株式会社の社外取締役に就任いたしました。
7. 平成27年6月30日付にて、ジョン・エル・ホール氏はオラクル・コーポレーションのシニア・バイス・プレジデントを退任いたしました。

## (2) 取締役および執行役の報酬等

取締役および執行役の報酬等の決定に関する方針等

取締役および執行役の報酬は、基本報酬部分、業績連動型賞与部分および株式報酬部分の3つからなっており、それぞれ以下の方針に基づいて決定しております。

### (a) 基本報酬部分

同業他社の支給水準を鑑み、役割、職責に見合った報酬水準を設定しております。

### (b) 業績連動型賞与部分

その期の会社が重点を置くべき項目（売上・利益等）を指標として設定し、期初に立てた目標値の達成度に応じて支給されます。営業利益目標の達成度、当社ライセンス製品の対前期比の売上成長、ハードウェア・システムズ・プロダクト部門のマージン（営業利益）等という複数の指標に基づき、会社業績と密接に連動させることにより、経営者としての責任や結果を明確に反映させるシステムを採用しております。

(c) 株式報酬部分

株式報酬部分は、新株予約権（ストック・オプション）制度および株式報酬制度で構成されます。

株主総会において決議された範囲で付与される現行の新株予約権（ストック・オプション）制度に加え、当事業年度より取締役・執行役の職務執行がより強く動機づけられるインセンティブ・プランとして、株式報酬制度「役員報酬BIP (Board Incentive Plan) 信託」を導入いたしました。制度の概要は、「個別注記表 [重要な会計方針に係る事項に関する注記] 6. 追加情報」に記載のとおりです。

取締役および執行役の報酬等の額

| 区分               | 支給人員       | 報酬等の額             |
|------------------|------------|-------------------|
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 4名<br>(2名) | 137百万円<br>(22百万円) |
| 執行役              | 1名         | 17百万円             |
| 計                | 5名<br>(2名) | 155百万円<br>(22百万円) |

- (注) 1. 平成26年8月21日開催の第29回定時株主総会の決議により、執行役兼務取締役就任した1名についての支給人員、報酬額については、執行役就任期間分については執行役の区分に、執行役兼務取締役就任期間分については取締役の区分にそれぞれ含めております。
2. 上記の報酬等の額には、取締役4名（うち社外取締役2名）に対する新株予約権の当事業年度における費用計上額17百万円（うち社外取締役2百万円）、執行役に対する新株予約権の当事業年度における費用計上額1百万円がそれぞれ含まれております。
3. 上記の報酬等の額には、当事業年度より導入した報酬の対象期間に応じて、複数年にわたって費用を計上する株式報酬制度であります役員報酬BIP信託の当事業年度の費用計上額が含まれております。当事業年度における費用計上額は、取締役4名11百万円（うち社外取締役0百万円）であります。
4. 役員退職慰労金制度はありません。
5. 上記の報酬等の額には、当事業年度に係る取締役4名（うち社外取締役2名）に対する賞与引当額22百万円（うち社外取締役3百万円）が含まれております。また、取締役1名に対して支給した当事業年度に係る賞与6百万円及び執行役1名に対して支給した当事業年度に係る賞与4百万円がそれぞれ含まれております。
6. 当社は、執行役を兼務する取締役に対しては執行役としての報酬は支給しておりません。

### (3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況および当社との関係

「(1) 取締役および執行役の氏名等」に記載のとおりであります。

② 当事業年度における主な活動状況

(a) 当事業年度中に開催された取締役会および各委員会への出席状況

(出席回数/開催回数、「—」は担当外の委員会)

| 氏名                   | 取締役会  | 監査委員会 | 指名委員会        | 報酬委員会        |
|----------------------|-------|-------|--------------|--------------|
| ジョン・エル・ホー            | 12/12 | 5/5   | 1/1<br>(委員長) | —            |
| エリック・アール・ボール         | 12/12 | 5/5   | —            | 4/4<br>(委員長) |
| サマンサ・ウエリントン<br>(注) 2 | 10/12 | 4/5   | 0/1          | 4/4          |
| 大岸 聡                 | 12/12 | 5/5   | —            | 4/4          |
| 村山周平                 | 12/12 | 5/5   | —            | 4/4          |

(注) 1. 村山周平氏は、会社法施行規則第132条第5項第3号イに基づく特定監査役であります。

2. サマンサ・ウエリントン氏は平成26年8月21日付で取締役に就任したため、在任期間中の出席状況を記載しております。

(b) 発言等の状況

- ・ジョン・エル・ホール氏は、当社の属する事業分野や、提供する製品・サービスに精通した立場から、当社の経営に対する有用な助言、その他必要な発言を適宜行っております。
- ・エリック・アール・ボール氏は、当社の属する事業分野や、提供する製品・サービスに精通し、またファイナンス分野の豊富な経験を踏まえ、当社の経営に対する有用な助言、その他必要な発言を適宜行っております。
- ・サマンサ・ウエリントン氏は、当社の属する事業分野や、提供する製品・サービスに精通し、また弁護士としての企業法務に関する専門的見地から、当社の経営に対する有用な助言、その他必要な発言を適宜行っております。
- ・大岸聡氏は、弁護士としての企業法務に関する専門的見地から、当社の経営に対する有用な助言、その他必要な発言を適宜行っております。
- ・村山周平氏は、公認会計士としての企業会計に関する専門的見地から、当社の経営に対する有用な助言、その他必要な発言を適宜行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、それぞれ会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく責任の限度額は2,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額としております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                | 支払額   |
|--------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額         | 59百万円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 59百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）の対価を支払っているときは、その内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、同条の規定に従い、監査委員全員の同意によって、会計監査人を解任いたします。この場合、監査委員会が選定した監査委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 6. 会社の体制および方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は平成27年6月26日開催の取締役会において、平成27年5月1日施行の改正会社法及び改正会社法施行規則の改正内容に基づいて、内部統制システムの基本方針の一部改定を決議いたしました。改定後の内容は、次のとおりであります。

#### ① 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録、その他経営に関わる重要な会議の議事録、重要な意思決定に係る記録などの文書の管理に関する規程を制定する。当該規程を制定または改定するときは、取締役会の承認を得ることとし、当該規程による管理の対象となる文書は、必要なときに検索および閲覧が容易な状態で保管する。

#### ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、災害および情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規程・ガイドラインの制定、教育等を行うものとし、新たに生じたリスクについては、速やかに対応責任者となる執行役を定める。

#### ③ 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (i) 代表執行役の業務執行を補佐し、取締役会の決定事項の実行に関し協議、決定するための会議を開催する。
- (ii) 執行役および使用人の責任と権限の範囲を明確にする規程を制定し、その責任と権限の範囲で、業務執行が効率的に行われる体制をとる。

#### ④ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (i) オラクル・グループの企業倫理規程を適用してコンプライアンスの基本方針を定める。
- (ii) オラクル・グループのコンプライアンスに係る内部通報窓口を利用して、使用人の法令違反について通報することができる体制をとる。
- (iii) 内部統制システムの構築、維持、向上のため、各担当部門が、社内規程等の制定・運用、法令および社内規程等に関する研修を行う。

- (iv) コンプライアンスについての責任者を任命し、これにより当社のコンプライアンス体制の整備を図る。
  - (v) 監査部門を設置し、内部監査に関する規程に従って各部門の業務プロセス等を監査し、不正の発見・防止と業務プロセスの是正を図る。
- ⑤ 当社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (i) オラクル・グループとしての企業倫理規程を定める。
  - (ii) コンプライアンスに係る内部通報窓口を利用して、法令違反について通報することができる体制をとる。コンプライアンスに係る内部通報窓口とは別に、取締役会が任命する執行役及び執行役員の不正行為について、監査委員会に通報することができる体制をとる。
  - (iii) 当社は、親会社の内部監査部門の定期的な監査を受け入れ、その監査結果について報告を受ける。
  - (iv) 当社は、当社子会社の内部監査を行い、その結果について取締役会および監査委員会に報告する。
- ⑥ 監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項  
監査委員会の職務を補助するため、事務局を置く。
- ⑦ 前号の使用人の執行役からの独立性に関する事項  
前号の事務局に属する使用人の任命、異動、評価等については、事前に監査委員会の意見を聴取するものとし、執行役はこれを尊重する。
- ⑧ 監査委員会の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
事務局及び監査委員の事務を補助する補助人は、監査委員会の事務に関する事項について、監査委員会の指示に従う。

- ⑨ 執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制  
執行役および使用人は、監査委員会から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行わなければならないものとする。監査委員会は、必要に応じて、執行役および使用人からヒアリングを実施する機会を与えられる。
- ⑩ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
監査委員会への報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。
- ⑪ 監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査委員からその職務の執行に必要な費用等の請求を受けたときは、会社法第404条第4項に基づいて取り扱うものとする。また、監査委員は、取締役会又は執行役の事前承認を受けることなく、必要に応じて当社の費用において外部アドバイザーを任用することができる。
- ⑫ その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
(i) 監査委員は、監査部門の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正等を求めることができる。また、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができる。  
(ii) 代表執行役および会計監査人は、それぞれ監査委員と適宜会合を持ち、当社が対処すべき課題、監査委員会による監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、代表執行役、会計監査人および監査委員の間で相互認識を深める。  
(iii) 監査委員は、執行役等の職務の執行の監督の目的から、経営にかかわる重要な会議に出席する機会を、また必要に応じて、議事録・会議資料等を閲覧する機会を与えられる。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用の状況

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に調査を実施しており、取締役会にその内容を報告しております。また、調査の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

平成26年6月1日から平成27年5月31日までの期間においては、オラクル・グループの企業倫理規程の認知度をより高める取り組みを行い、全社員のコンプライアンス意識の浸透に努めました。

また、リスク管理体制を見直し、リスク管理責任者及びリスク管理委員会主導の下で重要なリスクへの対応を図る体制をとっております。

## (3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

剰余金の配当については、当社の事業計画に必要な資金需要、業績、キャッシュ・フローのバランスを総合的に勘案し、自己資本比率、株主資本利益率等の財務指標を妥当な水準に維持し、経営の自由度を確保しながら、安定的な配当の継続により株主の皆様への利益還元を努めることを基本方針としております。剰余金の配当方法については金銭での配当といたします。

自己株式の取得、準備金の額の減少、剰余金のその他の処分については、当社の財務状況等を勘案し、適宜、適切な対応を検討いたします。

なお、当期の配当金につきましては、1株当たりの期末配当金を95円とさせていただきます。

## 貸借対照表

(平成27年5月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目                 | 金 額     | 科 目              | 金 額     |
|---------------------|---------|------------------|---------|
| (資 産 の 部)           |         | (負 債 の 部)        |         |
| I 流 動 資 産           |         | I 流 動 負 債        |         |
| 1. 現 金 及 び 預 金      | 127,194 | 1. 買 掛 金         | 10,008  |
| 2. 売 掛 金            | 17,578  | 2. 未 払 金         | 5,568   |
| 3. 前 払 費 用          | 86      | 3. 未 払 法 人 税 等   | 9,528   |
| 4. 繰 延 税 金 資 産      | 2,664   | 4. 前 受 金         | 42,674  |
| 5. そ の 他            | 986     | 5. 預 り 金         | 566     |
| 6. 貸 倒 引 当 金        | △2      | 6. 賞 与 引 当 金     | 1,752   |
| 流 動 資 産 合 計         | 148,508 | 7. 役 員 賞 与 引 当 金 | 22      |
|                     |         | 8. 製 品 保 証 引 当 金 | 206     |
|                     |         | 9. 株 式 給 付 引 当 金 | 44      |
|                     |         | 10. そ の 他        | 4,640   |
|                     |         | 流 動 負 債 合 計      | 75,012  |
|                     |         | II 固 定 負 債       |         |
|                     |         | そ の 他            | 7       |
|                     |         | 固 定 負 債 合 計      | 7       |
| II 固 定 資 産          |         | 負 債 合 計          | 75,020  |
| 1. 有 形 固 定 資 産      |         | (純 資 産 の 部)      |         |
| (1) 建 物             | 12,340  | I 株 主 資 本        |         |
| (2) 工 具、器 具 及 び 備 品 | 1,233   | 1. 資 本 金         | 22,743  |
| (3) 土 地             | 26,057  | 2. 資 本 剰 余 金     |         |
| 有 形 固 定 資 産 合 計     | 39,631  | 資 本 準 備 金        | 6,094   |
| 2. 無 形 固 定 資 産      |         | 資 本 剰 余 金 合 計    | 6,094   |
| ソ フ ト ウ ェ ア         | 7       | 3. 利 益 剰 余 金     |         |
| 無 形 固 定 資 産 合 計     | 7       | そ の 他 利 益 剰 余 金  |         |
| 3. 投 資 そ の 他 の 資 産  |         | 繰 越 利 益 剰 余 金    | 84,361  |
| (1) 投 資 有 価 証 券     | 36      | 利 益 剰 余 金 合 計    | 84,361  |
| (2) 繰 延 税 金 資 産     | 202     | 4. 自 己 株 式       | △295    |
| (3) 差 入 保 証 金       | 419     | 株 主 資 本 合 計      | 112,903 |
| (4) 破 産 更 生 債 権 等   | 0       | II 新 株 予 約 権     | 922     |
| (5) そ の 他           | 46      | 純 資 産 合 計        | 113,826 |
| (6) 貸 倒 引 当 金       | △4      | 負 債 ・ 純 資 産 合 計  | 188,847 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 合 計 | 700     |                  |         |
| 固 定 資 産 合 計         | 40,338  |                  |         |
| 資 産 合 計             | 188,847 |                  |         |

## 損 益 計 算 書

(平成26年6月1日から  
平成27年5月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                     | 金 額     |
|-------------------------|---------|
| 売 上 高                   | 161,051 |
| 売 上 原 価                 | 82,683  |
| 売 上 総 利 益               | 78,368  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 31,283  |
| 営 業 利 益                 | 47,085  |
| 営 業 外 収 益               | 202     |
| 営 業 外 費 用               | 1       |
| 経 常 利 益                 | 47,286  |
| 特 別 利 益                 |         |
| 新 株 予 約 権 戻 入 益         | 147     |
| 特 別 利 益 合 計             | 147     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         | 47,434  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 17,210  |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △22     |
| 当 期 純 利 益               | 30,246  |
|                         |         |

## 株主資本等変動計算書

(平成26年6月1日から  
平成27年5月31日まで)

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本 |           |              |                         |              |         |         | 株主資本計 |
|-------------------------|---------|-----------|--------------|-------------------------|--------------|---------|---------|-------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |              | 利 益 剰 余 金               |              | 自 己 株 式 |         |       |
|                         |         | 資本準備金     | 資本剰余金<br>合 計 | その他利益<br>剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金<br>合 計 |         |         |       |
| 当 期 首 残 高               | 22,506  | 5,857     | 5,857        | 65,053                  | 65,053       | △30     | 93,387  |       |
| 当 期 変 動 額               |         |           |              |                         |              |         |         |       |
| 新 株 の 発 行<br>(新株予約権の行使) | 236     | 236       | 236          |                         |              |         | 473     |       |
| 剰 余 金 の 配 当             |         |           |              | △10,938                 | △10,938      |         | △10,938 |       |
| 当 期 純 利 益               |         |           |              | 30,246                  | 30,246       |         | 30,246  |       |
| 自 己 株 式 の 取 得           |         |           |              |                         |              | △264    | △264    |       |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額)     |         |           |              |                         |              |         |         |       |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 236     | 236       | 236          | 19,307                  | 19,307       | △264    | 19,516  |       |
| 当 期 末 残 高               | 22,743  | 6,094     | 6,094        | 84,361                  | 84,361       | △295    | 112,903 |       |

|                         | 新株予約権 | 純資産合計   |
|-------------------------|-------|---------|
| 当 期 首 残 高               | 1,013 | 94,401  |
| 当 期 変 動 額               |       |         |
| 新 株 の 発 行<br>(新株予約権の行使) |       | 473     |
| 剰 余 金 の 配 当             |       | △10,938 |
| 当 期 純 利 益               |       | 30,246  |
| 自 己 株 式 の 取 得           |       | △264    |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額)     | △91   | △91     |
| 当 期 変 動 額 合 計           | △91   | 19,425  |
| 当 期 末 残 高               | 922   | 113,826 |

## 個別注記表

### [重要な会計方針に係る事項に関する注記]

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの …………… 株式：移動平均法による原価法  
債券：償却原価法

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

建物 …………… 定額法  
工具、器具及び備品 …………… 定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 5年～38年

工具、器具及び備品

パーソナルコンピュータ 2年

サーバー 3年

その他 5年～15年

##### (2) 無形固定資産 …………… 定額法

なお、自社利用のソフトウェアにつきましては、社内利用可能期間（5年）に基づき償却しております。

#### 3. 引当金の計上方法

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

##### (3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払に備えて、役員賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

##### (4) 製品保証引当金

製品のアフターサービスの費用支出に備えるため、保証期間内のサービス費用見込額を、過去の実績を基礎として計上しております。

##### (5) 株式給付引当金

株式交付規程に基づく取締役及び従業員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき、計上しております。

#### 4. 収益の計上基準

コンサルティングサービス売上及び一部のソフトウェア売上について、進行基準を適用しております。

#### 5. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

## 6. 追加情報

(役員報酬B I P信託に係る取引について)

当社は、当事業年度より、当社取締役・執行役の職務執行がより強く動機づけられる新たなインセンティブプランとして「役員報酬B I P信託」を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)に準じております。

### (1) 取引の概要

毎事業年度の株主総会において決議された範囲で付与される現行の新株予約権(ストック・オプション)制度に本制度(株式報酬制度)を加えております。従来、当社取締役・執行役に対して報酬委員会及び取締役会の決議を経て新株予約権を割り当てておりましたが、今後は当社取締役・執行役が以下の3つの内(注)1から、新株予約権の権利付与時毎に報酬の受取方法を選択できることとしております(注)2。

なお、新株予約権制度と株式報酬制度の選択時における、新株予約権の付与株式相当数に対する本制度による交付株式数の換算割合は、4:1(注)3となります。

① 全て新株予約権

② 新株予約権にて50%、本制度による当社株式等交付にて50%

③ 全て本制度による当社株式等交付

(注) 1. ②及び③を選んだものは、新株予約権付与の翌年以降、信託期間中に当社株式等の交付を受けます。

2. 新株予約権制度の新株予約権発行決議に基づき新株予約権を付与された当社各取締役・執行役のうち、本株式報酬制度による報酬の受取を選択したものは、該当の新株予約権を別途放棄することになります。なお、平成26年9月に付与の新株予約権についても対象となります。

3. 新株予約権の付与数が4個(400株相当)であった場合、本制度を選択すると、合計で100株の当社株式と交換されます。

### (2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額により、貸借対照表の純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度末の当該株式の帳簿価額及び株式数は、63百万円及び13,200株であります。

(株式付与E S O P信託に係る取引について)

当社は当事業年度より、従業員の当社の業績や株価への意識を高めることにより、業績向上を目指す業務遂行を一層促進するとともに、中長期的な企業価値向上を図ることを目的としたインセンティブ・プランとして、「株式付与E S O P信託」を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)を適用しております。

#### (1) 取引の概要

毎事業年度の株主総会において決議された範囲で付与される現行の新株予約権(ストック・オプション)制度にE S O P信託を加えております。従来、当社株式を活用した従業員向けの報酬制度としては、従業員に対して取締役会の決議を経て新株予約権を割り当てておりますが、今後は株式報酬制度の対象従業員が以下の3つの内(注)1から、新株予約権の権利付与時毎に報酬の受取方法を選択できることとしております(注)2。

なお、新株予約権制度とE S O P信託の選択時における、新株予約権の付与株式相当数に対するE S O P信託による交付株式数の換算割合は、4:1(注)3となります。

- ① 全て新株予約権
- ② 新株予約権にて50%、E S O P信託による当社株式等交付にて50%
- ③ 全て本制度による当社株式等交付

(注)1. ②及び③を選んだものは、新株予約権付与の翌年以降、信託期間中に当社株式等の交付を受けます。

2. 新株予約権制度の新株予約権発行決議に基づき既に新株予約権を付与された従業員のうち、本E S O P信託制度による報酬の受取を選択したものは、該当の新株予約権を別途放棄することになります。なお、平成26年9月に付与の新株予約権についても対象となります。

3. 新株予約権の付与個数が4個(400株相当)であった場合、本制度を選択すると、合計で100株の当社株式と交換されます。

#### (2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額により、貸借対照表の純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度末の当該株式の帳簿価額及び株式数は、195百万円及び40,800株であります。

【貸借対照表に関する注記】

有形固定資産の減価償却累計額

8,491百万円

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引

営業取引

売上高

611百万円

仕入高

188百万円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

|               | 当期首株式数<br>(千株) | 当期増加株式数<br>(千株) | 当期減少株式数<br>(千株) | 当期末株式数<br>(千株) |
|---------------|----------------|-----------------|-----------------|----------------|
| 発行済株式<br>普通株式 | 127,202        | 106             | —               | 127,308        |
| 自己株式<br>普通株式  | 7              | 55              | —               | 62             |

(注) 1. 発行済株式数の増加106千株は新株予約権行使によるものであります。

2. 普通株式の自己株式数の増加55千株のうち、54千株は、「役員報酬B I P信託」(13千株)及び「株式付与E S O P信託」(40千株)の当社株式の取得による増加、1千株は単元未満株式の買取りによる増加であります。

3. 当事業年度末の自己株式数につきましては、「役員報酬B I P信託」(13千株)及び「株式付与E S O P信託」(40千株)が所有する当社の自己株式54千株を含めて記載しております。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議                 | 株式の<br>種類 | 配当金の<br>総額<br>(百万円) | 配当金の<br>原資 | 1株当<br>たり配<br>当額<br>(円) | 基準日        | 効力発生日     |
|--------------------|-----------|---------------------|------------|-------------------------|------------|-----------|
| 平成26年7月18日<br>取締役会 | 普通株式      | 10,938              | 利益剰余金      | 86                      | 平成26年5月31日 | 平成26年8月6日 |

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの  
平成27年7月17日取締役会

| 株式の種類 | 配当金の<br>総額<br>(百万円) | 配当金の原資 | 1株当<br>たり配<br>当額<br>(円) | 基準日        | 効力発生日     |
|-------|---------------------|--------|-------------------------|------------|-----------|
| 普通株式  | 12,093              | 利益剰余金  | 95                      | 平成27年5月31日 | 平成27年8月5日 |

(注) 平成27年7月17日開催の取締役会決議による配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金5百万円(役員報酬B I P信託 1百万円、株式付与E S O P信託 3百万円)が含まれております。

### 3. 新株予約権に関する事項

| 発行日         | 目的となる株式の種類 | 目的となる株式の数 |
|-------------|------------|-----------|
| 平成17年10月1日  | 普通株式       | 130,100株  |
| 平成18年12月25日 | 普通株式       | 119,600株  |
| 平成19年10月15日 | 普通株式       | 138,300株  |
| 平成20年10月15日 | 普通株式       | 132,100株  |
| 平成21年1月15日  | 普通株式       | 3,500株    |
| 平成21年10月15日 | 普通株式       | 118,900株  |
| 平成22年10月15日 | 普通株式       | 147,400株  |
| 平成23年9月28日  | 普通株式       | 61,100株   |
| 平成24年7月2日   | 普通株式       | 2,500株    |
| 平成24年9月28日  | 普通株式       | 92,300株   |
| 合 計         |            | 945,800株  |

(注) 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

#### 【税効果会計に関する注記】

##### 1. 繰延税金資産の主な発生原因別内訳

平成27年5月31日現在

(単位：百万円)

| (流動の部)   |  |       |
|----------|--|-------|
| 繰延税金資産   |  |       |
| 未払金      |  | 647   |
| 未払事業税    |  | 668   |
| 前受金      |  | 626   |
| 賞与引当金    |  | 579   |
| その他      |  | 142   |
| 繰延税金資産合計 |  | 2,664 |
| (固定の部)   |  |       |
| 繰延税金資産   |  |       |
| 減価償却費超過額 |  | 147   |
| 投資有価証券   |  | 19    |
| その他      |  | 36    |
| 繰延税金資産合計 |  | 202   |

##### 2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.6%から平成27年6月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については、33.1%に、平成28年6月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.3%となります。

これによる影響は軽微であります。

## 【金融商品に関する注記】

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

資金の管理・運用については、当社が定める資金管理・運用規程（オラクル・コーポレーションが定めるglobal policyに準拠）に則り、高格付の円貨建有価証券への投資及び高格付の金融機関への資金預入等に限定し、高い安全性と適切な流動性の確保をはかっております。また、デリバティブ取引は行わない方針です。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

受取手形、売掛金及び未収入金は、取引先の信用リスクに晒されておりますが、当社の与信管理規程（オラクル・コーポレーションが定めるglobal policyに準拠）に則り、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を定期的に把握することにより、リスクの軽減をはかっております。

有価証券及び投資有価証券は価格変動リスク及び信用リスクに晒されておりますが、高格付の円貨建有価証券への投資に限定すること、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握することなどにより、リスクの軽減をはかっております。

営業債務である買掛金は、短期に決済されております。

#### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年5月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2参照）。

（単位：百万円）

|            | 貸借対照表計上額 | 時価      | 差額 |
|------------|----------|---------|----|
| (1) 現金及び預金 | 127,194  | 127,194 | —  |
| (2) 売掛金    | 17,578   |         |    |
| 貸倒引当金(*)   | △2       |         |    |
| 差引         | 17,575   | 17,575  | —  |
| 資産計        | 144,770  | 144,770 | —  |
| (1) 買掛金    | 10,008   | 10,008  | —  |
| (2) 未払金    | 5,568    | 5,568   | —  |
| (3) 未払法人税等 | 9,528    | 9,528   | —  |
| 負債計        | 25,106   | 25,106  | —  |

(\*) 売掛金に対する貸倒引当金であります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項  
資 産

(1) 現金及び預金 (2) 売掛金

短期間で決済され、帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 買掛金 (2) 未払金 (3) 未払法人税等

短期間で決済され、帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分    | 貸借対照表計上額 |
|-------|----------|
| 非上場株式 | 36百万円    |

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため含めておりません。

[関連当事者との取引に関する注記]

1. 兄弟会社等

| 属 性     | 会社等の名称                  | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係                 | 取引の内容                    | 取引金額(百万円) | 科 目   | 期末残高(百万円) |
|---------|-------------------------|----------------|---------------------------|--------------------------|-----------|-------|-----------|
| 親会社の子会社 | Oracle America, Inc.    | —              | オラクルグループ会社間取引の資金決済及び資金貸付け | 短期貸付金の回収 (注) 1           | 48,500    | 短期貸付金 | —         |
|         |                         |                |                           | オラクルグループ会社間取引の資金決済 (注) 2 | 29,734    | 買掛金   | 5,944     |
|         |                         |                |                           |                          | 15,310    | 未払金   | 3,594     |
|         | オラクル・インターナショナル・コーポレーション | —              | 販売代理店契約の締結                | ロイヤルティ料の支払 (注) 3         | 38,181    | 買掛金   | 3,945     |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 貸付金の利率については、市場金利を勘案し合理的に決定しております。  
なお、当該取引による受取利息額は26百万円（当期計上額は10百万円）です。
- オラクル・コーポレーションのグループ会社間取引（オラクル・インターナショナル・コーポレーションとの取引を除く）の資金決済については、Oracle America, Inc. の口座を通じて決済されております。上記買掛金及び未払金における取引金額は決済金額であり、その主なものは親会社の子会社である日本オラクルインフォメーションシステムズ合同会社（東京都港区）に対する支払ロイヤルティ（当期計上額 11,713百万円）及びハードウェア・システムズ部門に係る商品等の仕入（当期計上額 15,842百万円）であります。なお、当該ロイヤルティの料率及び商品等の仕入価格については、オラクル・コーポレーションと当社を含むオラクル製品を取り扱うグループ会社との間での合理的な基準により決定しております。
- ロイヤルティ料については、オラクル製品の売上高の一定割合によっており、その料率はオラクル・コーポレーションと当社を含むオラクル製品を取り扱うグループ会社との間での合理的な基準により決定しております。

## 2. 役員及び個人株主等

| 属性 | 会社等の名称又は氏名 | 議決権等の所有<br>(被所有)<br>割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容                      | 取引金額<br>(百万円) | 科目 | 期末残高<br>(百万円) |
|----|------------|---------------------------|-----------|----------------------------|---------------|----|---------------|
| 役員 | 野坂 茂       | (被所有)<br>直接 0.00%         | 当社取締役     | ストック・オプションの<br>権利行使<br>(注) | 93            | —  | —             |

(注) 当社株主総会の決議に基づき付与されたストック・オプションの当事業年度における権利行使を記載しております。

### [ 1株当たり情報に関する注記]

- 1株当たり純資産額 887.28円
- 1株当たり当期純利益 237.78円

(注) 株主資本において自己株式として計上されている、当事業年度より導入いたしました役員報酬B I P信託および株式付与E S O P信託に残存する自社の株式は、当事業年度の1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております（役員報酬B I P信託 5,678株、株式付与E S O P信託 17,550株）。

信託口が保有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております（役員報酬B I P信託 13,200株、株式付与E S O P信託 40,800株）。

### [重要な後発事象に関する注記]

該当事項はありません。

## 会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成27年 7月16日

日本オラクル株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 戸 田 彰 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 遠 藤 正 人 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本オラクル株式会社の平成26年6月1日から平成27年5月31日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査委員会は、平成26年6月1日から平成27年5月31日までの第30期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明し、かつ、監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と関係の上、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、執行役（及び主要な使用人等）の職務執行の状況、並びに会社の業務及び財産の状況を調査しました。また、事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びそれらの附属明細書につき検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている親会社等との利益相反取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年7月17日

日本オラクル株式会社 監査委員会

|       |                |   |
|-------|----------------|---|
| 監査委員長 | デレク・エイチ・ウィリアムズ | ⓐ |
| 監査委員  | ジョン・エル・ホール     | ⓑ |
| 監査委員  | エリック・アール・ボール   | ⓒ |
| 監査委員  | サマンサ・ウエリントン    | ⓓ |
| 監査委員  | 大 岸 聡          | ⓔ |
| 監査委員  | 村 山 周 平        | ⓕ |

(注) デレク・エイチ・ウィリアムズを除く監査委員は、会社法付則第4条により、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

変更の理由の概要は以下のとおりであり、いずれも「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）（以下、改正法）が、平成27年5月1日に施行されたことに伴うものです。

#### 1) 委員会設置会社等の名称変更

改正法により、「委員会設置会社」の名称が、「指名委員会等設置会社」に変更されたことに伴い、当社定款の一部変更を行うものです（変更案第4条）。

#### 2) 責任限定契約の対象となる要件の変更

改正法により、会社法第427条に定められた責任限定契約の対象となる取締役の要件が、社外取締役から、同法第2条第15号イに定められた業務執行取締役等であるものを除く取締役に変更されたことに伴い、当社定款の一部変更を行うものです（変更案第29条）。

2. 変更の内容は以下のとおりです。

(注) \_\_\_\_\_ は変更部分を示します。

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、<u>委員会設置会社</u>として、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 取締役会</li><li>2. 指名委員会、監査委員会および報酬委員会</li><li>3. 会計監査人</li></ol> <p>第5条～第28条 (省略)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 (第1項省略)</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、2,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> | <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、<u>指名委員会等設置会社</u>として、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 取締役会</li><li>2. 指名委員会、監査委員会および報酬委員会</li><li>3. <u>執行役</u></li><li>4. <u>会計監査人</u></li></ol> <p>第5条～第28条 (現行のとおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 (第1項現行のとおり)</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、2,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> |

## 第2号議案 取締役8名選任の件

現在の取締役全員（8名）は本總會終結の時をもって任期満了となります。つきましては、指名委員会の決定に基づき、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                      | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 所 有 する<br>当 社 の<br>株 式 の 数 |
|-----------|---------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| 1         | すぎはら ひろしげ<br>杉 原 博 茂<br>(昭和35年12月2日生) | 昭和57年4月 株式会社フォーバル入社<br>平成元年6月 フォーバルアメリカインク出向 取締役<br>ジェネラルマネージャー<br>平成5年6月 インターテル株式会社入社 執行役員<br>アジア太平洋地域担当バイスプレジ<br>デント兼 インターテルジャパン株式<br>会社 代表取締役社長<br>平成13年5月 EMCジャパン株式会社入社 テレコ<br>ムメディア営業本部本部長<br>平成21年5月 シスコシステムズ合同会社入社 法<br>人・エリアシステム事業部事業部長<br>平成22年3月 日本ヒューレット・パッカード株式<br>会社入社 常務執行役員 エンタープ<br>ライズグループ エンタープライズイン<br>フラストラクチャー事業統括<br>平成25年10月 オラクル・コーポレーション入社 シ<br>ニア・バイスプレジデント グローバ<br>ル事業統括<br>平成26年4月 当社代表執行役社長 兼 最高経営責任<br>者CEO<br>オラクル・コーポレーション シ<br>ニア・バイス・プレジデント (現任)<br>平成26年8月 当社取締役 代表執行役社長 兼 最高<br>経営責任者CEO (現任) | 一株                         |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                    | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 所 有 する<br>当 社 の<br>株 式 の 数 |
|-----------|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| 2         | の さ か しげる<br>野 坂 茂<br>(昭和28年9月12日生) | 昭和51年4月 丸紅株式会社入社<br>平成元年12月 アップルコンピュータ株式会社入社<br>平成8年3月 アラガン株式会社入社<br>平成8年11月 日本通信株式会社入社 上席執行役員<br>最高財務責任者<br>平成14年4月 当社入社 CEO直属バイス・プレジデ<br>ント財務担当<br>平成14年8月 当社取締役 常務執行役員最高財務責<br>任者ファイナンス本部長<br>平成16年6月 当社取締役 専務執行役員最高財務責<br>任者ファイナンス・インフラ開発・ア<br>プリケーションIT担当兼ファイナンス<br>本部長<br>平成17年11月 当社退職<br>平成19年10月 当社入社 専務執行役員 最高財務責<br>任者 ファイナンス担当兼IT・総務担<br>当兼ファイナンス本部長<br>平成20年8月 当社取締役 執行役 専務 最高財務<br>責任者 ファイナンス・ファシリティ<br>・IT・経営監査統括<br>平成21年6月 当社取締役 執行役 専務 最高財務<br>責任者(CFO) 管理部門担当<br>平成23年6月 当社取締役 執行役 副社長 兼 最高<br>財務責任者CFO (現任)<br>平成27年6月 ヤマハ株式会社 社外取締役 (現任) | 3,000株                     |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                     | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 所 有 する<br>当 社 の<br>株 式 の 数 |
|-----------|--------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| 3         | デレン・エイチ・<br>ウィリアムズ<br>(昭和19年12月30日生) | 昭和63年10月 オラクル・コーポレーション (UK)<br>リージョナル・ディレクター<br>平成 3 年 6 月 オラクル・コーポレーション バイ<br>ス・プレジデント アジア・パシフィ<br>ック統括<br>平成 5 年 7 月 同社 シニア・バイス・プレジデント<br>アジア・パシフィック統括<br>平成12年10月 同社 エグゼクティブ・バイス・プレ<br>ジデント アジア・パシフィック統括<br>平成13年 8 月 当社取締役<br>平成18年 6 月 オラクル・コーポレーション チェア<br>マン アンド エグゼクティブ・バイ<br>ス・プレジデント アジア・パシフィ<br>ック アンド ジャパン<br>平成20年 6 月 オラクル・コーポレーション エグゼ<br>クティブ・バイス・プレジデント(現<br>任)<br>平成25年 8 月 当社取締役 執行役 社長 最高経営<br>責任者<br>平成26年 4 月 当社取締役 (現任)           | 一株                         |
| 4         | ジョン・エル・ホール<br>(昭和29年10月30日生)         | 昭和52年 1 月 インターナショナル・ビジネス・マシ<br>ーンズ・コーポレーション (IBM) 入社<br>平成 4 年 9 月 ユニシス・コーポレーション オープ<br>ンシステム セールス&マーケティング<br>ディレクター<br>平成 6 年10月 オラクル・コーポレーション コーポ<br>レート・グローバル・アライアンス・<br>マネジャー<br>平成 8 年 6 月 同社 バイス・プレジデント オラクル<br>・アジア・パシフィック・アライア<br>ンス<br>平成 9 年 3 月 同社 マネージング・ディレクターオ<br>ラクル・タイランド<br>平成 9 年 9 月 同社 シニア・バイス・プレジデント<br>オラクル・ワールドワイド・アライア<br>ンス<br>平成11年 4 月 同社 シニア・バイス・プレジデント<br>オラクル・ユニバーシティ<br>平成15年 8 月 当社取締役 (現任)<br>平成27年 6 月 オラクル・コーポレーション退職 | 一株                         |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                    | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 所有する<br>当社の<br>株式の数 |
|-----------|----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 5         | エリック・アール・ポール<br>(昭和39年1月3日生)     | 昭和63年3月 エイ・ディー・アンド・ティー・コー<br>ポレーション入社<br>平成6年6月 エイブリー・デニソン・コーポレー<br>ション コーポレート・ファイナンス<br>マネジャー<br>平成9年6月 エイブリー・デニソン・ファスナー・<br>ディビジョン (UK) ファイナンス<br>ディレクター<br>平成11年11月 シスコ・システムズ・インク コーポ<br>レート・ファイナンス ディレクター<br>アシスタント・トレジャラー<br>平成13年5月 フレクストロニクス・インターナショ<br>ナル・リミテッド アシスタント・ト<br>レジャラー<br>平成18年1月 オラクル・コーポレーション バイ<br>ス・プレジデント トレジャラー<br>平成18年8月 当社取締役 (現任)<br>平成23年5月 オラクル・ジャパン・ホールディング・<br>インク 取締役 CFO&トレジャラー<br>(現任)<br>平成23年11月 オラクル・コーポレーション シニ<br>ア・バイス・プレジデント トレジャ<br>ラー (現任)<br>平成25年10月 グル・モバイル・インク 取締役 監査委員会<br>委員長 (現任) | 一株                  |
| 6         | サマンサ・<br>ウエリントン<br>(昭和53年2月22日生) | 平成14年6月 フォックステル・マネジメント・ピー<br>ティーワイ・リミテッド (豪州) 入社<br>平成14年12月 豪州ニューサウスウエールズ州にて弁<br>護士登録<br>平成16年4月 豪州通信メディア庁入庁<br>平成16年11月 オラクル・コーポレーション・オース<br>トラリア・ピーティーワイ・リミテッ<br>ド 入社<br>平成21年1月 オラクル・アメリカ入社<br>平成24年1月 米国カリフォルニア州にて弁護士登録<br>平成24年8月 オラクル・アメリカ・インク マネー<br>ジングカウンセラー (現任)<br>平成25年4月 オラクル・フィナンシャル・サービシ<br>ズ・ソフトウェア・リミテッド 取締<br>役 (現任)<br>平成26年8月 当社取締役 (現任)                                                                                                                                                                         | 一株                  |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                          | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                           | 所有する<br>当社の<br>株式の数 |
|-------|---------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 7     | おおぎし さとし<br>大岸 聡<br>(昭和32年3月18日生)     | 昭和56年12月 第一東京弁護士会登録<br>西村眞田法律事務所（現西村あさひ法律事務所）入所<br>昭和62年1月 同 パートナー（現任）<br>平成17年4月 東海大学法科大学院 教授<br>（平成20年3月退任）<br>のぞみ債権回収株式会社 取締役（現任）<br>当社取締役（現任）<br>平成23年8月 野村不動産ホールディングス株式会社<br>平成24年6月 社外監査役<br>野村不動産株式会社 社外監査役<br>平成27年6月 野村不動産ホールディングス株式会社<br>取締役（現任）                               | 一株                  |
| 8     | むらやま しゅうへい<br>村山 周平<br>(昭和24年10月22日生) | 昭和47年4月 等松・青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入所<br>昭和51年3月 公認会計士登録<br>昭和53年8月 同 ロサンジェルス事務所<br>昭和61年7月 同 パートナー<br>平成5年8月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）ニューヨーク事務所<br>平成8年8月 同 那覇事務所<br>平成12年8月 同 東京事務所<br>平成23年7月 有限責任監査法人トーマツ 退職<br>平成23年8月 公認会計士村山周平事務所 所長（現任）<br>当社取締役（現任）<br>平成27年2月 日本フィルコン株式会社 社外監査役（現任） | 一株                  |

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間の特別の利害関係

- (1) デレク・エイチ・ウィリアムズ氏は米国オラクル・コーポレーションのエグゼクティブ・バイス・プレジデントを、エリック・アール・ポール氏は同社シニア・バイス・プレジデントを兼務しております。当社は同社を中心とする企業集団に属しております。同社は、当社の特定関係事業者であり、当社と同社との関係は「提供書面」の「1. 会社の現況に関する事項 (5) 重要な親会社および子会社の状況 ①親会社の状況」をご参照ください。
- (2) サマンサ・ウエリントン氏はオラクル・アメリカ・インクに勤務し、オラクル・フィナンシャル・サービス・ソフトウエア・リミテッドの取締役を兼務しております。オラクル・アメリカ・インクとオラクル・フィナンシャル・サービス・ソフトウエア・リミテッドは、当社と同じく米国オラクル・コーポレーションを中心とする企業集団に属しており、当社との特定関係事業者であります。

## 2. 社外取締役候補者に関する事項

(1) ジョン・エル・ホール氏、大岸聡氏および村山周平氏は社外取締役候補者であります。

(2) 社外取締役候補者とした理由

ジョン・エル・ホール氏は、当社の提供する製品・サービスに精通した立場から、当社の経営に対する有用な助言をいただくためであります。

大岸聡氏は日本で弁護士の資格を、村山周平氏は公認会計士の資格を有し、各氏とも弁護士あるいは公認会計士としての豊富な経験を通じて、企業法務や企業会計に関する経験と見識を有しており、社外取締役として当社の経営に関する適切な助言や監督をいただけるものと判断しております。

なお、ジョン・エル・ホール氏、大岸聡氏および村山周平氏は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

(3) 社外取締役に就任してからの年数（本総会終結の時まで）

|            |     |
|------------|-----|
| ジョン・エル・ホール | 12年 |
| 大岸 聡       | 4年  |
| 村山 周平      | 4年  |

(4) 社外取締役との責任限定契約について

当社は、会社役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮でき、また社外役員として有能な人材を招聘できるよう、社外役員との間で当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。当該契約の概要は「提供書面」の「4. 会社役員に関する事項 (3) 社外役員に関する事項 ③責任限定契約の内容の概要」をご参照ください。現任の社外取締役各氏とは当該責任限定契約を締結しており、各氏の選任が承認された場合、当社は各氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。

3. 大岸聡氏および村山周平氏は、東京証券取引所の有価証券上場規程に定める独立役員の要件を満たしております。

上記取締役候補者は各分野における経験と知見に基づき、取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等について適切に任務を果たしていただけると指名委員会において判断いたしました。また、大岸聡氏および村山周平氏は弁護士あるいは公認会計士としての豊富な経験を通じて、企業法務や企業会計に関する経験と見識を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行できると指名委員会において判断いたしました。

### 第3号議案 取締役、執行役および従業員に新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社取締役、執行役、従業員を対象とするストックオプションとして新株予約権を割り当てることおよび募集事項の決定を取締役会または取締役会の決議により委任を受けた執行役に委任することにつきご承認をお願いいたしたいと存じます。

なお、当社は平成26年10月24日、同年12月19日開催の取締役会および報酬委員会の決議により、当社取締役・執行役へのインセンティブ・プラン「役員報酬BIP信託」、当社従業員へのインセンティブ・プラン「株式付与ESOP信託」を導入しております。新株予約権の割当対象者は、新株予約権制度と株式報酬制度を選択することができます。

#### 1. 新株予約権割当の対象者

当社取締役、執行役、従業員

#### 2. 新株予約権の内容

##### (1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

当社普通株式430,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により調整し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。ただし、かかる調整は、その時点で対象者が新株予約権を行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×株式分割・併合の比率

また、上記のほか、本総会決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行うものとする。

##### (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの払込金額は、次により決定される1株当たりの払込金額に新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

1株当たりの払込金額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）の属する月の前月の各日（ただし、取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、当該金額が割当日（当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日）の終値を下回る場合は、割当日の終値とする。なお、割

当日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

上記に従い調整を行う場合の調整後払込金額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力の発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式の分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後払込金額は、当該株主総会の承認の直後に、当該基準日の翌日に遡してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した新株予約権者（かかる新株予約権の行使により発行または移転される株式の数を、以下「承認前行使株式数」という。）に対しては、交付する株式数を次の算式により調整し、この場合に1株未満の端数を生ずるときは、これを切り捨てるものとする。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前払込金額} - \text{調整後払込金額}) \times \text{承認前行使株式数}}{\text{調整後払込金額}}$$

また、割当日後、普通株式の時価を下回る価格で普通株式を新たに発行する（会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づく新株予約権の行使の場合を除く。）場合、または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において「既発行株式数」とは発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

上記のほか、割当日後、合併または会社分割等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で払込金額を

調整することができるものとする。

(3) 新株予約権の行使期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日後2年を経過した日から、当該取締役会決議の日後10年を経過する日まで。

(4) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①に定める資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。

3. 新株予約権の数

4,300個を上限とする。

(新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株。ただし、2.(1)に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

4. 新株予約権の払込金額

新株予約権につき金銭の払込みを要しないこととする。

5. 特に有利な条件で新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社取締役、執行役、従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的に、ストックオプション制度を実施するため。

6. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた対象者は、新株予約権行使時においても当社の取締役、執行役、従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約（以下、「割当契約」という。）に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役、執行役、従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。

(2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。

- ① 新株予約権の割当日から2年経過した日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
- ② 新株予約権の割当日から4年経過した日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。

#### 7. 新株予約権の取得事由

以下の①、②、③、④または⑤の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）、当社の取締役会が別途定める日に、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。

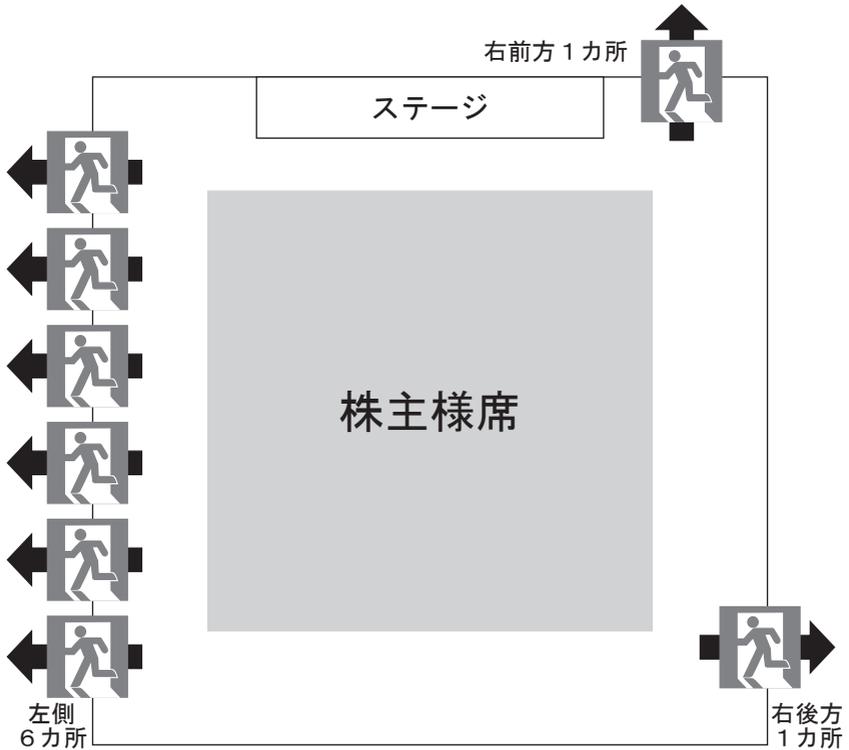
- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
- ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

#### 8. その他

その他の新株予約権の募集事項および細目については、本総会決議および今後の取締役会または取締役会の決議により委任を受けた執行役の決定に基づき、当社と割当対象者との間で締結する割当契約に定めるところによるものとする。

以 上

## 議場内非常口のご案内



避難が必要な時には係が指示・誘導いたします。

### その他のお願い

災害等、不測の事態が発生した場合には、やむを得ず議事進行に変更が生じる場合がございますので、あらかじめご了承ください。また、ご来場の際には上掲あるいは会場内の避難通路のご案内も確認いただきますようお願い申し上げます。なお、場内の空調を弱めに設定し、また、役員および運営スタッフも軽装で対応させていただきます。ご理解・ご協力賜りますようお願い申し上げます。

# 株主総会会場ご案内図

(会 場) 東京都千代田区丸の内一丁目1番1号  
 パレスホテル東京 2階 「葵」  
 電話 (03) 3211-5211



(交通のご案内)

|     |      |                                                                   |
|-----|------|-------------------------------------------------------------------|
| 地下鉄 | 大手町駅 | 東京メトロ千代田線・半蔵門線・丸の内線・東西線<br>都営地下鉄三田線<br>C13b出口より地下通路でパレスホテル地下1階に直結 |
| J R | 東京駅  | 丸の内北口より徒歩8分                                                       |

お願い：会場には、本総会専用の駐車場の用意はございませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。